

保育士配置に係る特例見直しについて（概要）

令和元年12月、北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会において了承された、「保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について」を踏まえて、以下のとおり要件の見直しを行うこととする。

● 見直し内容

1 条例施行規則の改正について

該当規則

- ① 保育所
北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ② 認定こども園
北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則

規則において、配置特例が適用できるのは、待機児童（潜在的待機児童）が発生している地域に限定しているが、当該要件を変更し、特例の対象となる保育所の要件について、新たに設けることとする（具体的な要件は施行通知において規定）。

2 施行通知の改正について

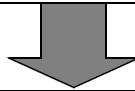
該当通知

- ① 保育所
北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（H28.7.19付け子ども第1179号少子高齢化対策監通知）
- ② 認定こども園
北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例等の施行について（H28.7.19付け子ども第1180号少子高齢化対策監通知）

- (1) 特例の対象となる保育所等の要件
次のとおり特例に係る要件を改める。

改正前

「知事が別に定める地域」とは、届け出のあった日の直近の公表において、待機児童並びに希望する保育所等に空きがないなどの理由による潜在的な待機児童が発生している市町村とする。



改正後

「知事が別に定める要件」とは、次のア～エとし、そのいずれにも該当する保育所等であること。

- ア 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算Ⅰ」及び「処遇改善等加算Ⅱ」を取得していること。（公立保育所については賃金水準が低下することのないよう処遇改善に努めていること。）
- イ 保育士と保育補助を担う子育て支援員との業務分担を明確にし、あらかじめ事業所の全ての職員に周知すること。
- ウ 保育士の雇用や就業継続、職場の勤務環境改善に取り組むこと。
- エ 子育て支援員に対する研修機会を確保していること。

- (2) 当分の間について
規則第13条第1項から第3項までの各項に定める「当分の間」について、道の第四期子ども未来づくり計画が終了する令和6年度とする。
- (3) 各特例の適用状況の確認について
届出受理後における各特例の適用状況や勤務環境改善に向けた取り組みの状況については、定期の指導監査により確認を行うこととする。
- (4) 市町村への情報提供について
保育士確保の取り組みについては、保育所だけではなく市町村も連携して対応する必要があることから、特例の届出があった場合は、総合振興局（振興局）から市町村へ情報提供することとする。